

平成28年度第2回岩倉市総合教育会議議事録

1 日時 平成28年11月24日(木) 午後2時～午後3時

2 場所 市役所7階 第3委員会室

3 出席者

(構成員)

岩倉市長	片岡 恵一
岩倉市教育委員会	
教育長	長屋 勝彦
教育長職務代理者	井上 隆義
教育委員	熊沢 辰巳
教育委員	江口 雅啓
教育委員	丹羽 礼子
教育委員	松本 恵

(構成員以外の出席者)

総務部長	山田 日出雄
教育こども未来部長	長谷川 忍
学校教育課長	石川 文子
学校教育課管理指導主事	有尾 幸市
学校教育課統括主査	佐野 亜矢
学校教育課主査	高田 久嗣
生涯学習課長	竹井 鉄次
秘書企画課長	佐野 剛
秘書企画課統括主査	小出 健二
秘書企画課主任	渡邊 拓己

(傍聴者)

なし

4 会議内容

午後2時 開会

(開会)

秘書企画課長 皆さん、こんにちは。

時間になりましたので、ただ今から、平成28年度第2回岩倉市総合教育会議を始めさせていただきます。私は秘書企画課長の佐野でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、お手元に配布させていただいております資料のご確認をお願いします。

本日の会議の次第、そして右肩に資料番号が振っておりますが、資料1岩倉市教育大綱(案)、資料2岩倉市いじめ防止基本方針、資料3岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例(案)、参考資料パブリックコメント概要についてでございます。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。はじめに、片岡恵一岩倉市長からごあいさつ申し上げます。

(市長あいさつ)

市長 皆さま、こんにちは。本日はご多忙な中、第2回岩倉市総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。昨年度からこの総合教育会議を設置し、会議を重ねてまいりましたが、この会議で定めることとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」については、教育委員会において策定作業を進めております教育振興基本計画の基本理念、基本方針、基本目標を大綱として位置づけることとさせていただいており、本日はその内容を教育大綱(案)として、ご説明させていただくとともに、「いじめ防止基本方針と関係する組織の設置について」もご報告をさせていただきます。それぞれのお立場で忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(協議事項)

(1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

市長 では、次第に沿って進行します。

「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」を事務局から、説明をお願いします。

企画政策グループ長 それでは、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について説明させていただきます。

資料1岩倉市教育大綱(案)をご覧ください。これまで総合教育会議で、教育振興基本計画の骨子案等をお示ししながら教育振興基本計画の検討状況としてご報告させていただいておりました。今回の会議で岩倉市教育大綱という形で、中身は振興基本計画とほぼ同じものですが、別物としてお示しさせていただきました。こちらの内容を説明させていただきます。

「はじめに」と「教育大綱」の2つの章で構成されています。「はじめに」をご覧ください。平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律」が施行されました。これによって総合教育会議を設置することになり、この総合教育会議において、岩倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、「岩倉市教育大綱」という形で(案)を作らせていただきました。ほかの市町では、教育大綱の位置づけはさまざまなパターンがあります。岩倉市と同じように教育振興基本計画の策定期間と近い時期に検討をはじめるということで、教育振興基本計画の内容をこちらの内容におきかえる自治体もあれば、教育振興基本計画の中に教育大綱として位置づけると書いている自治体もあります。岩倉市においては市長部局で定めるということ、別のものとしています。

続いて「1 根拠法令及び対象期間」をご覧ください。教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定しました。対象期間は、2017年度(平成29年度)から2021年度(平成33年度まで)の5年間とします。こちらも昨年度最初に開いた会議で資料としてお示ししましたが、国の考える対象期間が4～5年を想定しているとのことでしたので、対象期間を5年間といたしました。教育振興基本計画につきましては、スタートは同じ2017年度からですが、対象期間は10年間としており、そこに違いがあります。

続いて「2 策定にあたっての考え方」をご覧ください。教育大綱は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画(以下「岩倉市教育振興基本計画」という。)との整合を図るため、岩倉市教育振興基本計画の策定にかかる議論と並行して、総合教育会議において、議論及び協議を行い、岩倉市教育振興基本計画の基本理念、基本方針、基本目標を教育大綱としました。

続いて、「II 教育大綱」をご覧ください。こちらは基本理念、基本方針、基本目標で構成しておりますが、教育振興基本計画の基本理念、基本方針、基本目標と同一の内容です。基本理念では、岩倉市はコンパクトな市域の中で多様な市民が暮らしており、行政との距離、学校との距離、市民との距離、地域との距離が物理的にも心理的にも近いということを強みとしております。また、まちづくりの根底をなすのは人であるという認識に基づき、人づくりの基礎は教育であることを示しています。また、“子どもは未来のまちづくり人”に込めた社会に自ら参画し、貢献できる若者を育てたいとしております。

続きまして、基本方針です。本市の教育・生涯学習等を推進するにあたって大切にしていく基本的な方針として5つの方針を定めています。「基本方針1 一人ひとりの学ぶ力を大切にする」は学ぶ意欲を大切にするということです。「基本方針2 豊かな人間性を育む」は学校だけでなく、家庭や地域において多様な価値観の中で相手を思いやる心、自分を大切にする気持ちを育てることについて記述しております。「基本方針3 教育を支えるすべての主体が信頼関係をつくる」は子ども、学校、家庭、地域、行政等のすべての主体が、相互に信頼関係を持って、それぞれが役割を果たしながら岩倉市の教育・生涯学習等に取り組むというものです。「基本方針4 生涯を通じた学びあいを支える」は子どもから大人まで、それぞれのライフステージに応じて切れ目なく学びあうことができるような環境づくり、機会づくりを進めるというものです。「基本方針5 自らの学びを地域や社会に役立てる」は人と関わ

るなかで、学んだことを地域社会や他者のために活用し、そしてまた自分自身も「役立ち感」を感じることで喜びや生きがいにつなげていくというものです。この5つの基本方針を元に次の6つの基本目標を定めております。

「基本目標1 「まちづくり人」を育む教育の推進」は幼稚園等就学前の教育をフォローした形で記述しています。また、学校に入った後も学校で行う教育を家庭や地域とともに安心して学べる環境を整備することについて記述しています。「基本目標2 家庭・地域とともに進める教育の展開」は学校・家庭・地域が一体となって取り組むことができるよう、家庭教育への支援と地域の教育力を学校の教育活動に生かすよう記述しています。「基本目標3 生涯を通じた学びあいの定着」は誰もが学習活動を通じて自らを高め、豊かな心を育むことができるよう、ライフステージに応じた学習機会の充実や環境の整備を図ること、生涯学習活動を個人だけの活動にとどめず、その過程や成果が社会に還元され、まちづくりに生かされるようしくみづくりを進めることを記述しています。「基本目標4 文化・芸術を育む風土の醸成」は文化・芸術活動を通じて市民が心豊かな生活を送ることができるよう、活動環境の整備や、市民が主体的に文化・芸術活動に関わることができる機会の創出と、生活の中に音楽が根付く「音楽のあるまちづくり」について記述しています。「基本目標5 地域の歴史・文化の次世代への継承」は本市の貴重な文化財や歴史遺産の保存と活用に努めるとともに、史跡公園や郷土資料室・展示室などを活用し、市民が文化財などにふれる機会の充実に努め、市民共通の財産である山車・からくり人形・お囃子や祭り等の地域の伝統文化についても、地域主体による維持・継承活動を支援していくというものです。「基本目標6 豊かなスポーツライフの実現」は、スポーツをする・見る・支える楽しさが広がり、年齢や性別など、一人ひとりの状況に合わせてスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフの実現をめざし、市民が気軽にスポーツに親しみ、より豊かで充実した生活を送ることができるよう、スポーツ活動に参加する機会の充実と環境の整備を図るというものです。簡単ではございますが、教育大綱（案）についての説明は以上です。

市長 　　ただ今の事務局よりの説明について、何かご質問はありませんか。

江口委員 　　基本目標5「地域の歴史・文化の次世代の継承」ということで、市民共通の財産である山車・からくり人形・お囃子や祭り等の地域の伝統文化についても、地域主体による維持・継承活動を支援とあるが、この「地域」とは下本町、中本町などの「町」を指しているのか。

生涯学習課長 「町」に限らず、大上市場のように本町を中心に他の町も含んでおりますように少し広い範囲の地域を指しています。

江口委員 山車保存会などの組織はあるが、高齢化により若い参加者がいないため、地域に限らず、市全体で取り組むようにしたほうがよいのではないかと。

市長 実際には、区以外からの参加も認める方向に変わってきています。下本町の山車保存会には市外や外国人の参加者もいます。多少の地域差はあるものの、対象を広げないと会の運営に支障をきたすことが実情としてあります。事務局いかがですか。

企画政策グループ長 「地域」という言葉の定義は少し広い意味で使っており、例えば五条川小学校のコミュニティもひとつの地域という解釈もできるため、ここでいう「地域」とは「町」よりは少し広い位置づけのものとしてご理解いただき、具体的な施策につなげていきたいと思っております。

市長 市が主体となることについては難しいものがあります。ただし、文化財保存の意味合いでは市も関与していかなければならないと思っております。

井上委員 5～6年前に市の山車保存会をつくったと思うが、そこにすべて任せられればよいが、山車はそれぞれの区の財産でもあるため難しいと考えるが。

総務部長 岩倉市山車保存会は、各町の要望をとりまとめたり、桜まつりなど市からお願いをする際の窓口を一本化したりする役割があります。また「地域」の定義については市民主体を意味しておりますが、一方で市として山車の修繕などをできる限り支援することは総合計画にもありますし、教育振興基本計画でも活動への支援が取り組み内容として書かれております。市としても重要な指定文化財ですので、その保存についてバックアップしていきたいと考えております。

熊沢委員 祭りのお囃子などは保存会で練習していると思うが、文化は形がないものであるため、どんどん変わっていってしまう可能性がある。きちんと五線譜化するなど、歌詞とメロディーをきちんとした形で残していった方がよいのではないかと。できれば小学校での教育にも役立てられるのではないかと。

総務部長 現在お囃子の録音はしていますが、ペーパー化ができるかどうかは保存会の方とも相談しながら検討・研究していきたいと思っております。また、下本町では山車の組み方などもビデオを取って残しています。

市長 では、一度保存会と相談をしてみてください。ほかに何かありませんか。

井上委員 基本目標1で、「こどもたちの道徳心の育成」という言葉があるが、幼稚園児や保育園児には、道徳よりも日常生活での習慣や社会生活における基本的なことを教え

るとした方がよいのではないか。その後の、「学校においては子どもたちの自ら考え行動できる確かな知性、他者を思いやり助け合える心」という部分で、より広い意味で道徳心について言及した方がよいのではないか。

基本目標2の「地域の教育力」という表現も少しわかりにくいのではないか。「地域の力を学校の教育活動に活かすこと」などもっとわかりやすい表現にしてはどうか。

丹羽委員 私も「地域の教育力」という表現について詳しく聞いてみたい。

教育子ども未来部長 井上委員のご指摘のとおり、保育園、幼稚園における「道徳心」の部分については少しソフトな表現に、逆に学校の方には「道徳心」を取り入れた方がよいかと思えます。今後、パブリックコメントも行いますので、事務局にて再考したいと思えます。

「地域の教育力」というのは、教育振興基本計画策定にあたり行ったアンケートで、「学校の教育力」「家庭の教育力」「地域の教育力」のうち、よくなっているのはどれですか、悪くなっているのはどれですか、という設問があり、そこで「家庭の教育力」「地域の教育力」については、悪くなっているという回答がよくなっているを10ポイントほど上回っていました。マナーとか道徳といったものについて、以前は日常生活の中で地域の大人が叱ったり、あいさつをしたりしてかかわる部分がありましたが、そうしたものがなくなってきたため、アンケートでは「地域の教育力」が悪くなっていると判断されていると思えます。

丹羽委員 それを学校の教育活動にどのように活かすのか。

教育子ども未来部長 今後は地域の方にどんどん学校のなかに入ってきていただき、地域の人材を活かした学校活動を行っていきたいと思っています。

市長 「地域の教育力」の定義について、過去のこととこれからのこととがずれている気がします。過去のことについては、大人が他人の子でも叱るなど、地域でのしつけのような意味で説明されていますが、今後のことについては、地域の人材を学校教育に活用していこうという話だと思えます。そういう意味では、委員が指摘されているように「地域の力を学校の教育活動に活かす」などの表現の方が適切かもしれませんが、事務局いかがですか。

総務部長 地域が子どもたちを見守る力、そういう意識が大切で、地域の方による積極的な学校活動への参加につなげていきたいということを表したのですが、少し表現に不明確な部分があるかもしれません。また、道徳心についてもたしかに就学前の段階で道徳心というのは少し早いかもしれませんが、幼稚園、保育園においても社会

の一員としての礎を築く場であることに変わりはありませんので、少し言葉を整理したいと思います。

丹羽委員 地域の人が地域の子に目を向け、地域で育てていこうという気持ちを持つ人が増えて、学校の中に入っていき、またそれが生きがいとなるような、そういう地域の教育力を高めることが大切なのではないか。ただ、自然にはそういう力は育っていかないため、「地域の教育力」そのものを育てることも大切なのではないか。

教育長 適切なお指摘をありがとうございます。まさに、学校や地域の力を活かすのと本来地域がもっている躰としての機能にもう少し気づいてほしい、地域の人材を学校教育に活かしてほしい、そして後段の「また、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域全体で子ども育てるコミュニティづくり」というのが、今、丹羽委員の言われたことを含めて表現しているのですが、少し表現方法について検討したいと思います。

市長 それでは事務局でもう少しそのあたりの表現を再考してください。

総務部長 今後の予定といたしましては、12月にパブリックコメントを実施いたしますので、その際はいったん事務局による修正案で対応いたします。その後、次回2月の総合教育会議では、パブリックコメントでの意見も反映させ、最終案としてご提出させていただきます。教育委員の方々より再度ご意見をいただいたうえで、最終決定とさせていただきます。

市長 ほかにご意見がなければ本件に関してはこれで終わりたいと思います。次に、報告事項「いじめ防止基本方針及びいじめ問題対策連絡協議会等について」事務局より説明願います。

(報告事項)

(1) いじめ防止基本方針及びいじめ問題対策連絡協議会等について

学校教育グループ長 岩倉市いじめ防止基本方針及びいじめ問題対策連絡協議会等について説明させていただきます。資料2をご覧ください。

こちらの方針については、昨年度より、国や県の方針をベースとした素案づくりとその素案に対するパブリックコメントを実施してまいりました。また、前回6月の総合教育会議において、委員のみなさまからいただいたご意見等を踏まえ、事務局での検討を重ね、11月に策定となりました。

方針は全部で19ページとなっています。それぞれ6つの項目からなっております。「1 いじめの防止等に関する基本的な考え方」「2 いじめの定義」「3 関係者の責務」「4 岩倉市としての取組」「5 学校としての取組」「6 重大事態への対処」となっており、2ページから8ページまで記述しております。また、9ページ以降に

は「組織的な体制」と「いじめ防止対策推進法」を参考資料として掲載しています。

内容につきましては、これまでに報告させていただいたとおりとなっておりますが、この方針で記述しております、「いじめの防止等に関する機関の連携を図るための組織」と教育委員会と市が、それぞれ設置する「附属機関」については、設置等について、条例で定める必要があることから条例案の作成と並行しながら、名称や構成メンバー等の検討を進めてまいりましたので、この二つを合わせながら説明をさせていただきます。

それでは、資料2、方針の9ページ「組織の体制図」をご覧くださいながら、資料3の「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を合わせてご覧ください。

岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例は、いじめ防止基本方針と連動性を持ち、いじめ防止対策推進法の規定に基づいて、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進する「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等の設置、組織及び運営に関する事項」を定めるために制定するものです。

条例は第1章から第5章までの構成としており、条例の第2章で「いじめ問題対策連絡協議会」を、第3章で「いじめ問題専門委員会」を、そして、第4章で「いじめ問題調査委員会」について、それぞれ規定しています。

方針の9ページ、教育委員会の左上に「いじめ問題対策連絡協議会」とありますが、この協議会は、教育委員会と連携しながら、いじめ防止等に関係する機関と団体の連携の推進に関して、必要な事項を協議すること、また、その連絡調整などを行います。

構成員は、条例第4条にありますように、市内小中学校の代表者や保護者の代表者、児童相談センター職員、人権擁護委員、主任児童委員、江南警察署署員などのうちから教育委員会が委嘱します。

次に教育委員会の附属機関である「いじめ問題専門委員会」については、条例の第10条から第18条までに規定しています。

専門委員会では、いじめの防止等のための対策と重大事態やこれに類する事態が実際に発生した場合にその対処を行っていく機関となります。つまり、重大事態の事案について、教育委員会が自ら調査を行うと判断した場合には、この専門委員会が調査組織となります。

構成員は、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識や経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱します。

また、この専門委員会には、第14条にありますように臨時委員を置くことができるとしています。臨時委員としては、たとえばいじめの被害者が外国人であった場合や、障害のある子どもであった場合など、専門性の必要の事態に対して、適切な調査ができる専門家への委嘱が想定されます。

協議会、専門委員会ともに常設の機関となり、臨時委員を除く各委員の任期は、委嘱の日から年度末までとそれぞれ規定しています。

次に市長部局の附属機関である「いじめ問題調査委員会」についてです。条例では第19条から第25条までに規定しています。

この調査委員会は、第19条にありますとおり、教育委員会から報告を受けた市長が、調査委員会の設置が必要であると判断した場合に置く機関となります。

この調査委員会は、学校や教育委員会が行った調査の結果について調査を行い、結果を市長へ報告します。構成員は教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識や経験を有する者のうちから市長が委嘱します。この調査委員会の委員の任期は、調査結果の報告を行ったときまでとなります。また、この調査委員会で行った調査の結果については、議会へ報告しなければならないと法律で定められています。

この条例については、来月12月の議会に議案として提出します。また、条例制定後は、連絡協議会及び専門委員会を年度内に開催する予定としています。

以上で説明を終わります。

市長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問はありませんか。

井上委員 第2章岩倉市いじめ問題対策連絡協議会において、第4条第2項で協議会の委員についての規定に関し、第7号で「市職員」とあるが、どのような者を想定しているのか。

学校教育グループ長 現時点では福祉課の職員や子育て支援課の職員を想定しております。

井上委員 第8号で「前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者」とあるが、「市職員」もそれに含まれるのではないかと。

教育子ども未来部長 第7号までにあたらない者として第8号で想定しているのはカウンセラーなどです。

井上委員 「岩倉市いじめ防止基本方針」の中では、岩倉市いじめ問題対策連絡協議会の構成員として「市職員」は書かれていないが。

総務部長 協議会は情報交換の場ですので、例えば虐待が関係している可能性もあるため、家庭児童相談室の相談員やそれを所管する福祉課の職員なども関わるケースが考えられます。子育て支援課に関しては、就学前がメインではありますが、協議会に参加することはできると思います。

松本委員 まず学校の中でいじめが発生した場合、それを学校が岩倉市教育委員会に報告し、教育委員会がいじめ問題対策連絡協議会に報告することになるのか。

学校教育グループ長 まず、いじめが発生したときには大小にかかわらず学校は教育委員会へ報告します。連絡協議会は常設の機関ですので、いじめの事案のあるなしにかかわらず、

いじめの防止対策等に取り組みます。実際にいじめが発生し、学校に指導や調査を行う必要があると教育委員会が判断したときには、いじめ問題専門委員会を開催し、調査を行っていくこととなります。その後、専門委員会での調査結果等をふまえて、今後どのように対処していくのかといったことも専門委員会で話し合っていくこととなります。

松本委員 その結果を市長に報告し、市長がさらに調査が必要と判断したときにはいじめ問題調査委員会が開かれるのか。

学校教育グループ長 市長の判断だけではなく、いじめの被害者側から教育委員会や学校による調査だけでなく、市長部局による調査が希望された場合にもいじめ問題調査委員会が開かれることとなります。

松本委員 専門委員会の委員と調査委員会の委員は必ず別の者が選任されるのか。

学校教育グループ長 委員としては関係性のない者を選任することが望ましいとされています。また、調査にあたっては事情を知るものを呼んで質問等を行うことが認められています。

松本委員 委員会の調査に期限は設けられているのか。

学校教育グループ長 速やかに判断するよう求められてはいますが、具体的な期限は決まっていません。

市 長 ほかに質問はないようですので、これでこの件については終了しようと思いますが、一番根本的なことはいじめの事案をいかにキャッチするかということだと思います。それがあって、はじめてこうした条例に規定されるような組織が機能するのであって、そこをなおざりにしてはいけないと思います。最後に事務局より何かありますか。

企画政策グループ長 今後のスケジュールについて確認させていただきます。「岩倉市教育大綱(案)」と「岩倉市教育振興基本計画(案)」の2つについて、同時にパブリックコメントを実施します。受付期間は12月1日から1月4日までの35日間を予定しております。応募対象者については市内に在住・在勤または在学の方もしくは市内で事業や活動を行う個人または団体となっております。閲覧場所については市役所情報サロンと学校教育課執務スペース前のカウンターに案を提示させていただきます。また市ホームページにも12月1日以降に掲載します。提出先については両案とも学校教育課となっております。提出様式等は特にありません。出された意見については、

市としての考え方を整理したうえで、ホームページに掲載いたします。なお、今日いただいたご意見をふまえて必要に応じて両案の修正を行ったうえでパブリックコメントを募集します。パブリックコメント実施後、案の修正が必要になった場合は、この総合教育会議の場で諮っていくことになります。次回の総合教育会議につきましては、2月23日午前9時を予定しております。その際に、パブリックコメントの結果を報告させていただきながら、最終的な決定をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

市長 それでは以上をもちまして第2回岩倉市総合教育会議を終了いたします。